

発電機月額定額サービスご利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）には、アークランドサカモト株式会社（以下「当社」といいます）の提供する本サービス（第1条に定義）のご利用にあたり、お客様（第1条に定義）の皆様に遵守していただかなければならない事項が定められております。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文をお読みいただきますようお願いいたします。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- （1）「本発電機」とは、当社が指定する発電機であって、本サービスに基づき、当社とお客様の間で賃貸借される発電機を意味します。
- （2）「本サービス」とは、当社が提供する「発電機月額定額サービス」という名称の発電機の定額サブスクリプションサービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます）を意味します。
- （3）「お客様」とは、本規約に基づき本サービスを利用する者を意味します。
- （4）「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「hc-musashi.jp」である当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン名又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます）を意味します。

第2条（適用）

- （1）本規約は、本サービスの利用に関する当社とお客様との間の権利義務関係を定める事を目的とし、当社とお客様との間の本サービス利用に関わる一切の關係に適用されます。
- （2）当社が当社ウェブサイト上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等及びユーザーに提供した諸案内は本規約の一部を構成するものとします。

第3条（本サービスの利用）

- （1）お客様は、本規約に従って、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
- （2）未成年のお客様は法定代理人の許可を得た場合に限り、本サービスを利用することができます。
- （3）お客様は、当社が認めるクレジットカードを保有し、本サービスにおける支払いに用いることに同意いただけた場合に限り、本サービスを利用することができます。

第4条（発電機賃貸借契約）

- （1）お客様は、本発電機の賃借を希望する場合には、当社の定める方法により、当社に対して申し込みを行うものとし、当社がこれを承諾する旨をお客様に通知した時点で、当社とお客様との間で、お客様が本発電機を賃借することを内容とする契約（以下「発電機賃貸借契約」といいます）が成立するものとします。なお、本発電機の所有権は、第11条に基づき当社からお客様に移転しない限り、当社に留保されるものとします。
- （2）発電機賃貸借契約の内容は、前項に定めるお客様の申し込み内容に基づき定められるものとしま

す。

(3) 当社は、発電機賃貸借契約の成立後、発電機賃貸借契約に基づき、お客様に本発電機を引渡すものとします。但し、お客様がお客様の都合により本発電機を合理的な期間内に受領しない場合には、当社は当社の判断で発電機賃貸借契約を解除することができ、当社に生じた損害をお客様に請求できるものとします。

(4) お客様は、前項に基づき本発電機の引渡しを受けたときから、本サービス上で登録した住所において、通常の用法に従って本発電機を利用することができるものとします。

(5) お客様は、発電機賃貸借契約の成立から本発電機を1年間利用することができるものとします。

(6) お客様は、発電機賃貸借契約の更新を行う際に、当社によるメンテナンスを無料で受ける事ができるものとします。但し、当社が使用状況を合理的に判断し、毀損と判断された場合には、お客様は、当社の定める方法により、当社が別途定める費用を支払うものとします。

第5条（本発電機の取扱い）

1. お客様は、発電機賃貸借契約に基づく本発電機の賃貸借期間（以下「本賃貸借期間」といいます）において、本発電機を利用するにあたり、以下のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1) 本発電機の売却、転貸、贈与、担保の設定その他本発電機を処分する行為。

(2) 本発電機の滅失若しくは毀損又は本発電機の改造、加工、修理その他本発電機の現状を変更する行為（当社以外の第三者による修理又は改造を含みます）。但し、通常の使用による損耗はこの限りではありません。

(3) 本発電機を廃棄する行為。

(4) 本サービス上で登録したお客様以外が使用する行為。

(5) 業務用途で本発電機を使用する行為。

(6) 本来の用途と異なる用法で本発電機を使用する行為。

2. お客様は、当社に対して、本発電機について必要費及び有益費の償還を請求することができないものとします。

第6条（料金及び支払い方法）

(1) お客様は、本発電機の賃料として、発電機賃貸借契約に基づき利用料金を負担するものとします。

(2) お客様は、前項に定める利用料金を、当社の指定する方法で当社に支払うものとします。

第7条（発電機賃貸借契約変更）

(1) お客様は、住所その他発電機賃貸借契約に変更がある場合には、当社の定める方法により、当社に変更内容を通知するものとします。

(2) お客様は、当社の指定地域内に限り、前項に基づき通知を行うことにより、本発電機を利用する住所を変更することができるものとします。お客様は、当社の指定地域外に引っ越しする場合には、第9条に定める退会手続きをとるものとします。

第8条（本発電機の滅失・毀損等）

（1）本賃貸借期間に、本発電機に継続利用が困難な損害が生じた場合、当社は、お客様の要請に応じて、本発電機を修理し又は代替品と交換するものとします。なお、お客様は、本発電機の損害がお客様の故意又は過失に起因すると当社が合理的に判断した場合は、当社の定める方法により、当社が別途定める費用を支払うものとします。

（2）お客様は、前項において本発電機を利用できなかった場合であっても、その期間における利用料金の支払いを免れないものとします。

第9条（退会）

（1）退会とは、本賃貸借期間である1年間が経過し更新を行わず、発電機賃貸借期間が終了することをいいます。

（2）お客様は、退会手続きを行う場合には、当社が指定する方法により手続きを行うものとします。

（3）お客様は、前項により退会手続きを行った場合には、退会日までに本発電機を返却するものとします。

（4）当社は、本サービスの退会手続きにより、既に発生した料金その他の債務を免除すること又は払い戻しを行うことはいたしません。

第10条（本発電機の返却）

（1）第9条に基づく退会により発電機賃貸借契約が終了した時は、お客様は、当社に対して、当社指定の方法で本発電機を返却するものとします。但し、第11条に基づき本発電機の買取が行われる場合は、この限りではありません。

（2）前項に基づく本発電機の返却が遅延し、その遅延がお客様の故意又は重過失によるものである場合には、お客様は、本発電機の返却が遅延した日数×5,000円（税込）を当社に支払うものとします。

（3）お客様が滅失、売却、譲渡及びその他理由により本発電機を返却できない、又はしない場合には、お客様は、違約金として当社の標準販売価格の100%を当社に支払うものとします。ただし、盗難により本発電機を返却できない場合は、当社契約の保険会社の保証の範囲内であり、且つ警察への届出及び必要書類の提出等がされた場合には、お客様は、免責金として10,000円（税込）を当社に支払うものとします。

（4）お客様が本発電機を返却する際に、本発電機が毀損していた場合、修理代金相当額をお客様は当社に支払うものとします。但し、当社が通常損耗と判断した場合を除きます。

（5）第3項の滅失及び前項の毀損の判断は、当社が社会通念に照らして合理的に判断します。

第11条（本発電機の買取）

（1）お客様は、本賃貸借期間の満了後に限り、本発電機の買取をおこなうことができるものとし、本賃貸借期間の途中での本発電機の買取を行うことはできません。

（2）お客様は、前項に基づき本発電機の買取を希望する場合には、当社の定める方法により、当社に対して、本発電機を買い取る旨の申し込みを行うものとします。当社が当該申し込みを承諾する旨をお客様に通知した時点で、当社とお客様の間で、お客様が本発電機を購入することを内容とする契約（以

下「発電機売買契約」が別途成立するものとしします。

(3) お客様は、当社に対して、当社が別途定める本発電機の対価を、当社の指定する方法で支払うものとしします。

(4) 本発電機の所有権は、前項に定める対価の支払いの完了をもって、当社からお客様に移転するものとしします。

第12条 (契約の解除)

1. 当社は、お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に催告することなく、当該お客様との間の発電機賃貸借契約及び発電機売買契約の全部又は一部を解除することができます。この場合、発電機賃貸借契約の解除については、第9条の退会と同様に扱うものとしします。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 支払い停止若しくは支払い不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合

(3) 自ら振出し、若しくは引き受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合

(4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合

(5) 租税公課の滞納処分を受けた場合

(6) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合

(7) 当社からの連絡に対して応答がない場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、お客様は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

第13条 (免責)

当社は、次の各号に定める事由について、お客様が被った如何なる損害についても、一切の責任を負わないものとしします。

(1) 本発電機に事故があった場合等の代替機の用意又は費用等が発生した場合

(2) お客様が本発電機の使用、保管等によって、お客様が被った損害、又は第三者に損害を与えた場合

(3) 本サービス又は本サービスの保守管理等の業務を行う場合

(4) 当社の合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの進入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能を含みますがこれらに限定されません）により本サービスを運営できない場合

第14条 (お客様の賠償等の責任)

お客様は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。

第15条 (本規約等の変更)

(1) 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。

(2) 当社は、当社が必要と認めた場合は、本契約をいつでも変更することができます。その場合には、本サービスの利用条件は、変更後の本規約によるものとします。当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社の運営するウェブサイト上での掲示その他適切な方法により周知し、又はお客様に通知します。但し、法令上お客様の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社指定の方法でお客様の同意を得るものとします。

第16条 (連絡/通知)

本サービスに関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からお客様に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第17条 (本契約の譲渡等)

(1) お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、発電機賃貸借契約及び発電機売買契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(2) 当社は本サービスに掛かる事業を第三者に譲渡(事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします)した場合には、当該譲渡に伴い、発電機賃貸借契約及び発電機売買契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様登録情報その他の顧客情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、掛かる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第18条 (準拠及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条 (協議解決)

当社及びお客様は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに審議誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

(2021年12月1日制定)